

奈半利中学校いじめ防止基本方針

平成31年4月

奈半利町立奈半利中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている児童生徒も少なくない。

本校では、より良い学校生活を送るためのアンケートを実施し、自分が言われて・されて「嫌な言葉や言動」「不愉快になる言葉や言動」を生徒全員に考えてもらい、『使ってはいけない言葉』として全員で確認しているところであるが、(冷やかし、からかい、悪口)と言われたり、ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした等の事案が発生しており、人権感覚の欠如が影響していると思われる。

学校教育目標『幸せになろうよ』、めざす生徒像・めざす学校像には「豊かな人間性」「自分と人を大切にする」「関わり合い学び合う」をより確かなものとするために、人権感覚の豊かな生徒を育成するよう努め、いじめのない学校を創造しなければならない。

本校生徒をいじめから救うためには、生徒のモデルとなるべき教職員一人ひとりが、互いの違いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの解決を通して、生徒一人ひとりが「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分發揮できる学校づくりや、さらには心豊かで安全・安心な学校づくりを、一人ひとりが自ら、主体的に進めなければならない。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組むよう、「奈半利中学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることを認識し、安心して学習や生活、部活動等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的として行わなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにす

るため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的として行わなければならない。

- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざし行わなければならない。

第2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<運用上の注意点>

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的することなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- (2) いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象になるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- (3) いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることから、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- (4) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係をさす。

また、「物質的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、たとえばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指

導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話（スマートフォン）で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わぬいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかつた児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかつた児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験

している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

＜高知県のいじめの現状＞

平成27年度の高知県におけるいじめの認知件数は1,315件であり、前年度より647件増加している。1,000人当たりの認知件数は18.2件で、前年度より8.8ポイント高くなっている、全国平均（16.5件）より1.7ポイント高くなっている。

認知件数の増加について、高知県では、各学校において、いじめに関する校内研修や「いじめアンケート」の実施し、またそれ以外にも、教職員間の情報共有や、授業、学級活動等での児童生徒の観察等に組織的に取り組むことにより、教職員のいじめに対する意識の高まりが、いじめ認知件数の増加につながっていると考えている。

いじめの様態は、全ての校種で「冷やかし・脅し・嫌な事を言う」が最も多く、70%を超える割合を示している。特徴的なのが、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が高等学校では2番目に多く、17.4%となっていることである。

いじめ発見のきっかけは、すべての学校種で「アンケート調査などの学校の取り組みにより発見」が最も多く、次いで小・中・高等学校では、「本人からの訴え」が、特別支援学校では、「学級担任が発見」が多い。

また、認知したいじめについて「解消」または「一定解消」している割合は、すべての学校種で高い数値を示しており、全体では、「解消」「一定解消」を合わせて97.4%となっている。しかし、いじめは単に謝罪をもって容易に解消することはできず、複数の要件を勘案して慎重に判断されなければならない。そして、仮に「解消」または「一定解消」している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るという認識のもと、解消後の経過観察等も含め継続した取組が重要である。

インターネット上のいじめの認知件数は、平成27年度は69件で、前年度と比べて29件増加しており、学校種を問わず増加傾向にある。インターネット上のいじめは、潜在化しやすく、実態把握が難しいため、この件数は氷山の一角であると考えるのが妥当である。

さらに、高知県いじめ防止基本方針が策定された平成26年3月以降において、認知されたいじめの事案の中には、学校や教育委員会を中心とした対応のみ

では解決が困難である、深刻な事案が数件発生している。

なお、高知県における不登校の児童生徒の割合は、全国平均と比べると高い現状である。不登校の要因は個々の児童生徒によって異なるが、「友人との関係」や「無気力」、「遊び・非行」等の要因が複雑化、多様化して関連しており、その背景に「いやがらせやいじめをする児童生徒の存在や友人との人間関係」が存在する可能性があることも十分な配慮が必要である。

このように、いじめが潜在化・深刻化している状況を踏まえると、学校だけの取組には限界があり、家庭や地域、関係機関との連携など、学校を取り巻くすべての人々がいじめの防止等の取組を推進していく必要があると考える。

<奈半利町のいじめの現状>

奈半利町のいじめの現状については、上記の高知県のいじめの現状と同じ傾向にある。

いじめはどんな学校でも、どんな学年でも起こりうるという認識に立ち、生徒の健全な成長のために、全ての教職員が共通認識のもと、保護者の理解と地域の協力を得ながら、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。

第4 学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

① 学校基本方針の内容

各学校は、国、県、町の基本方針を参酌し、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制・生徒指導体制の確立、教員の資質向上に資す

る校内研修の充実、チェックリストの作成・実施、学校基本方針の評価などを定めるとともに、併せていじめの防止等の具体的な取組の年間計画を作成することが必要である。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているか法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく必要がある。

② 学校基本方針の策定に当たっての留意点

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者や地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。

また、生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず入学時や各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別

に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

① 組織の役割

学校いじめ対策組織は、学校が組織的且つ実効的にいじめの問題を取り組むにあたって中核となる役割を担う。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割（年度初めの入学式で、いじめは絶対に許さないことの表明）

【早期発見・事案対処】

- いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩み含む）があった時に、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係のある生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

上記の役割を踏まえ、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにしていく必要がある。

② 組織の構成員

組織の構成員は、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、部活動顧問、S C、S S W等とする。加えて個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

緊急かつ重大事案が発生した場合は、「緊急学校支援チーム」等の派遣を要請し、生徒やその保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復を図る。

③ 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、安芸警察署生活安全課少年係、地方法務局等の専門家の助言を得る。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

第5 いじめ防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進める。すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善をめざす。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導三要素の観点からの授業づくり等、わかる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。
- 日々の授業の中で当たり前に発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

<集団づくり・生徒理解>

- すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していく。
- 障害（発達障害を含む）のある生徒についての理解を深める。
- 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。

- 学級活動等の指導を、生徒のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。

<生徒指導>

- チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、学校として揃えていくべき事柄を確認する。
- いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。
- 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけること。

<教職員の資質能力の向上>

- 授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。（教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施）
- 生徒の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、たとえば5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしてておく（個人情報の管理に注意することも盛り込む）。

- 得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- 名前を呼ぶときは、一人ひとりの顔を見て声を聞く。
- 前進（生活学習ノート）等、教職員と生徒の間で交わされる日記等も活用する。
- 保健室の様子を聞く。
- 保護者にも協力してもらい、家庭で気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受ける体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 普段から生徒の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。
- 生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつける。
- やっとの思いで相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くと言って対応してもらえなかつたりする等がないようにする。
- 校舎内に相談箱を設置したり、相談電話等を活用したりする。
- 生徒や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を見直す。

(2) いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで、「組織」が責任を持つ。
- 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。
- 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会・町教育委員会とも連絡を取り、安芸警察署と相談して対処する。

- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに安芸警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに安芸警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会・町教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 学校における情報モラル教育を進める。

第7 P T Aや地域の関係団体と連携について

(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。

(2) 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもを育み、いじめ問題の解決を進めていくために、学校関係者評価委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第8 重大事態への対処

学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(1) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒等に対して行われるいじめにあることを意味する。

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発生した場合

など、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかるらず、教育委員会又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は直ちに町教育委員会を通じて、町長へ事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該生徒に対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

調査の主体は、学校又は学校の設置者となる。なお、学校が主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行うこととする。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、町長等による調査を並行して実施することも想定される。

この場合、調査対象となる生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、各調査主体が密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。

エ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家である SC・SSC 等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

学校で発生した重大事態に係る調査において、町教育委員会が調査主体となる場合、法第14条第3項の規定に基づき町教育委員会に設置される付属機関を調査を行うための組織とする。

また、学校が調査の主体となる場合、迅速性の観点から、法第22条に基づき学校に設置されている「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織を構成することも考えられる。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校の設置者及び学校は、付属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

a いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。また、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた生徒の事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

b いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなつ

た生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

「自殺の背景調査の在り方における留意事項」

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

カ 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者又は学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、生徒に関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、県教育委員会が示している「問題行動等に係る出席停止措置の運用について（参考資料）」等を参考にしながら、適切に運用する。

② 調査結果の提供及び報告

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定（P11 参照）による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を提供する責任

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査

により明らかになった自自治関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行う。

その際、他の生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケート調査の結果については、いじめられた生徒又は保護者に提出

供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、調査対象となる

る在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、町長に報告する。

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。